

訪問看護 重要事項説明書(医療)

様（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 HaruHaru
代表者氏名	田中 亜由美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒536-0023 大阪市城東区東中浜 6-2-8 TEL：06-6923-9160 FAX：06-6923-9161
法人設立年月日	令和 7 年 10 月 1 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	心温 訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2764490625
事業所所在地	〒536-0023 大阪市城東区東中浜 6-2-8
連絡先 相談担当者名	TEL：06-6923-9160 FAX：06-6923-9161 田中 亜由美
事業所の通常の 事業の実施地域	城東区、東成区、天王寺区、中央区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(1) 心温訪問看護ステーション(以下、本事業所という)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。 (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 (ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時から午後5時)

(3) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名		看護師	2名	3名
理学療法士・作業療法士	1名	1名	事務員	1名	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分	サービス種類・内容
日常生活の看護	全身状態の観察 栄養・食事摂取のケア・食事指導・食事介助 排泄のケア・トイレ誘導やおむつ交換 清潔のケア・入浴介助・清拭・口腔ケア 療養環境の整備・シーツ交換やベットメイキング 寝たきり、床ずれ予防・体位変換や移動介助等 日常生活に伴うリハビリ指導・医師指示のリハビリ
認知症の看護や精神・心理的看護	認知症・難病の方へのケア 生活リズムの調整方法 事故防止のアドバイス 内服薬の管理 社会参加への相談 精神疾患のある方への支援等
医療処置・医療機器管理	点滴、注射、血糖測定、インスリン注射 カテーテル管理(胃瘻経管チューブ、留置カテーテル等) 吸引・吸引指導 排泄管理(自己導尿・人工肛門・人工膀胱・浣腸・摘便) 腹膜透析管理 在宅酸素 褥瘡処置、予防指導等
終末期(ターミナル)の看護	がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援 看取り・家族へのケア

※入院中の外泊や退院当日も看護師が訪問してケアを行う事ができます

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品等の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供、医師指示のない医療行為等
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)利用料

◆保険単位と基本利用料

後期高齢者	75歳以上	1割、2割、現役並み所得者の方は3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

◆基本利用料金明細

項目				利用料	自己負担の目安			
					1割	2割	3割	
ア 基本療養費	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	①保健師・助産師・看護師	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
			週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
		②准看護師	週3日目まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円	
			週4日目以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円	
		③悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師(人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症を含む)		12,850円	(月額)			
		④理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		5,550円	560円	1,110円	1,670円	
	訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物)	①保健師・助産師・看護師	同1日 2人	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
				週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
			同1日 3人以上	週3日目まで	2,780円	280円	560円	840円
				週4日目以降	3,280円	330円	660円	990円
		②准看護師	同1日 2人	週3日目まで	5,050円	510円	1,010円	1,520円
				週4日目以降	6,050円	610円	1,210円	1,820円
			同1日 3人以上	週3日目まで	2,530円	260円	510円	760円
				週4日目以降	3,030円	310円	610円	910円
③悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師(人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症を含む)		12,850円	(月額)					
④理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		同1日2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円		
	同1日3人以上	2,780円	280円	560円	840円			
訪問看護基本療養費(Ⅲ)(外泊中の訪問看護)				8,500円	850円	1,700円	2,550円	

特別地域訪問看護加算			所定額の 100 分の 50				
			利用料	1 割	2 割	3 割	
難病等 複数回 訪問看護 加算	1 日 2 回	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
		同一建物内 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
	1 日 3 回 以上	同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
		同一建物内 3 人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	
長時間訪問看護加算 (90 分超え)			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
乳 幼 児 加 算 (1 日)	下記以外の 6 歳未満の乳幼児		1,300 円	130 円	260 円	390 円	
	超重症児又は準超重症児・別表第 7・ 別表第 8 に掲げる者		1,800 円	180 円	360 円	540 円	
イ 加 算	①他の看護 師	同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
		同一建物内 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
	②他の准看 護師	同一建物内 1 人又は 2 人	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	
		同一建物内 3 人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円	
	③その他職 員(④以外)	同一建物内 1 人又は 2 人	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
		同一建物内 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円	
	④その他 職員 (別表 7, 8、 特別指 示書)	1 日 1 回	同一建物内 1 人 又は 2 人	3,000 円	300 円	600 円	900 円
			同一建物内 3 人 以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
		1 日 2 回	同一建物内 1 人 又は 2 人	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
			同一建物内 3 人 以上	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
1 日 3 回以 上		同一建物内 1 人 又は 2 人	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
		同一建物内 3 人 以上	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	
夜間・早朝訪問看護加算 (6:00~8:00、18:00~22:00)			2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
緊急訪問看護加算		月 14 日目まで	2,650 円	270 円	530 円	800 円	
		月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円	

		利用料	1割	2割	3割
ウ 管 理 療 養 費	月の初日	7,670円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
	24時間対応体制加算(イ)(月に1回まで)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	24時間対応体制加算(ロ)(月に1回まで)	6,520円	650円	1,300円	1,950円
	退院時共同指導加算(2回まで)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	退院支援指導加算(1回のみ)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	〃(長時間)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	2,000円	200円	400円	600円
	在宅患者連携指導加算(月1回まで)	3,000円	300円	600円	900円
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)	2,500円	250円	500円	750円
	特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
	特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
	専門管理加算	2,500円	250円	500円	750円
医療DX情報活用加算(月1回)	50円	5円	10円	15円	
エ	情報提供療養費(月1回)	1,500円	150円	300円	450円
オ	ターミナルケア療養費1(死亡月に算定)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費2(死亡月に算定)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
カ	ベースアップ評価料評価料Ⅰ(月1回)	780円	80円	160円	240円

◆ 保険適用外料金

	利用時間帯	料金
30分未満	日中(9時～17時)	5,200円
	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)	6,500円
	深夜(22時～6時)	7,700円
30分以上 60分未満	日中(9時～17時)	9,000円
	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)	11,200円
	深夜(22時～6時)	13,500円
超過時間利用料	2,000円(1回のご利用が90分を超えた場合)(30分毎)	
エンゼルケア(ご遺体のお世話)	25,000円	

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 (1)実施地域を超えてから片道10km未満 500円 (2)実施地域を超えてから片道10km以上 2kmにつき100円加算	
② キャンセル料	①訪問日の当日午前9時迄にキャンセルのご連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要です。
	②上記の期限外にキャンセルのご連絡があった場合	当該訪問看護サービス1回分の利用料を全額請求させていただきます。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料・その他の費用の請求及びお支払い方法

利用料・その他費用の請求方法		利用料・その他費用のお支払い方法	
請求締切： 毎月末日	請求書送付： 翌月15日頃	お支払い： 翌月26日(土日祝日の場合は翌営業日)	お支払い方法：銀行 口座振替

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	心温 訪問看護ステーション 田中 亜由美 (電話番号) 06-6923-9160 (FAX) 06-6923-9161 (受付曜日、時間帯) 月曜日～金曜日 9時～17時
--	---

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 高齢者への不適切な対応防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

8

秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、ご利用者又はそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、ご利用者の個人情報を用いません。 事業者は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先(昼)	(夜)
主治医	医療機関名	医師名
	電話番号	

10 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

(1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

訪問看護契約書に記載のとおりです。

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	2026年 月 日
-----------------	-----------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒536-0023 大阪市城東区東中浜 6-2-8	
	法人名	株式会社 HaruHaru	
	代表者名	田中 亜由美	
	事業所名	心温訪問看護ステーション	
	説明者氏名	田中 亜由美	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
家族または代理人	住所	
	氏名	